

# マノア・クラブ 会則

音楽(主にウクレレ)をとおして楽しい仲間作りと

地域ボランティアに参加し、感動がある、ワクワクする活動をする。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「マノア・クラブ」と称する。

(事務所)

第2条 この会は事務所を代表者宅に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は音楽活動を主に、会員の心身の健康づくり、仲間づくり、生き甲斐づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会の活動日(練習など)は以下とする。

(1) 原則毎月第一・第三月曜日の午後に全体練習を福生市福祉センターにて行う

(2) 原則毎月第4火曜日の午後に自主練習を白梅会館にて行う

(3) 成果発表の場や、慰問などのボランティア活動に積極的に参加する。

## 第3章 会員

(入会)

第5条 この会の趣旨を理解し入会金、月会費を納め、入会申込書兼会員

連絡票を提出することで誰でも会員になれる。

(参加)

第6条 会員は会の会則を尊重し、会の活動に積極的に参加する。

(入会金、月会費)

第7条

(1)会員は入会時に入会金500円を支払う。

(2)会員は月会費500円を先納として支払う。欠席(脱会)でも返金はしない。

ただし、あらかじめ連絡があった場合(長期欠席)は月会費を免除とする

毎年4月に会計報告を行う。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき。

(2)会費を滞納したとき。

(3)除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は文書にて会長に退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当したときは会員の議決により除名することが出来る。この場合、その会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1)この会則に違反したとき。

(2)この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この会を運営するため次の役員を置くことができる。

(1)代表者 1名

(2)会計者 1名

(3)必要により幹事を選任することができる 数名

(選任)

第12条 代表者・会計者などを選任する。

(任期)

第13条 代表者・会計者などの役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

## 第5章 会の運営

(運営)

第14条 会員相互は理解し合い、仲良く、楽しい活動とする。

(1)特定の宗教、政治などの私語・活動は厳禁とする。

(2)練習会場などの準備・後片付けは全員で行う

(3)広く市民へのオープンな活動とする

問題が生じた場合は会員内にて協議する。

(会則外の定め)

第15条 前条まで定めがない事項について会員内において定めする。

この規則は平成28年4月1日より効力を発する。マノア・クラブ

令和2年1月1日追記改訂

令和2年10月18日追記改定